

平成 28 年度 第 1 回 新潟市福祉有償運送運営協議会

平成 28 年 6 月 28 日（火）午後 1 時～

白山会館 芙蓉の間

（司 会）

定刻よりも少し早いようではありますが、皆様、お揃いになっておりますので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、新潟市福祉総務課の大谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、福祉部長の佐藤よりごあいさつを申し上げます。

（福祉部長）

皆さんこんにちは。新潟市福祉部長の佐藤と申します。

本日はお忙しい中、平成 28 年度第 1 回目の福祉有償運送運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。日ごろから皆様方には、新潟市の福祉行政に多大なるご協力、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。この場を借りまして、お礼を申し上げるところでございます。また、この協議会、今年度で委員の改選がございまして、新たに委員に就任いただいたということで、今年度と来年度ということでよろしくお願いいたしますと思います。

新潟市では、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりということで、地域包括ケアシステムの構築を目指すということで取組みを進めております。それから、この 4 月 1 日から新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行されたということで、障がい者に対する理解を深めていただき、共生社会の実現を目指すということで、この辺についても PR 等に力を入れていきたいと考えております。

さて、皆さんご存じのとおり、高齢化が急速に進んでいるということでございまして、高齢者、それから障がい者といった方々への支援。特に移送に対する支援というものがますます求められてきているという状況でございます。当然のことながら、バス、タクシーなどの公共交通機関、ご家族などによる送迎。それに加えまして、この協議会で取り扱っております有償の運送といったものも、そういった移動を支える手段の重要なものになってきていると考えております。皆様からは、この協議会におきまして、さまざまな立場からご意見をいただくということで、市の施策、それから市民生活の向上に資するというところで、我々もこういった施策を

充実させていきたいと考えております。

本日は、またご議論よろしくお願ひしたいと思いますし、今後とも引き続き、新潟市へのご協力をお願いして、私のあいさつに代えさせていただきます。本日は、どうもありがとうございます。

(司 会)

申し訳ございませんが、部長の佐藤はこの後、所用がございますので、大変失礼とは存じますが、ここで退席させていただきます。

(福祉部長)

失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

それでは、これより平成 28 年度第 1 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

はじめに会議の公開及び議事録の取り扱いについて、ご説明いたします。本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この協議会につきましても、傍聴が可能となっております。会議の内容は、市の指針により議事録及び協議概要を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため、録音することをご了承いただきますよう、お願ひいたします。

机上には、資料を配付させていただきました。本日、使用いたします資料は、次第、新潟市福祉有償運送運営協議会規則、新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針、委員名簿、協議 1「NPO 法人千草の舎協議概要」、協議 1（参考）「協議申請書類」、協議 2「NPO 法人せいむ協議申請書類」、協議 3「社会福祉法人新潟みずほ福祉会協議申請書類」、報告 1「福祉有償運送協力団体実施概要一覧」のほか、実施団体からの実績報告書類が実施概要一覧の順に 18 団体分配付してございます。以上でございます。ご確認ください。もし不足等ございましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

今回は、改選後最初の協議会となりますので、お手元の名簿にしたがいまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

長岡技術科学大学大学院教授、佐野可寸志委員でございます。

(佐野委員)

佐野でございます。よろしくお願ひします。

(司 会)

社会福祉法人いぶきサポート協会運行管理責任者、鈴木美津男委員でございます。

(鈴木委員)

鈴木です。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

太陽交通株式会社代表取締役、佐藤友紀委員でございます。

(佐藤委員)

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

新潟県ハイヤー・タクシー協会監理課長、後藤恵子委員でございます。

(後藤委員)

後藤でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

全新潟タクシー労働組合書記長、高橋正行委員でございます。

(高橋委員)

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官、竹村康仁委員でございます。

(竹村委員)

竹村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

最後に新潟市福祉部福祉監査課長、田中貴子委員でございます。

(田中委員)

田中でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

なお、本日は、藤瀬委員、石井委員、岩森委員、福嶋委員からご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、4月から人事異動等により事務局も変わりましたので、紹介させていただきます。

福祉総務課長の外山でございます。

(福祉総務課長)

外山です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく福祉総務課課長補佐の吉田でございます。

(事務局：吉田)

吉田です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

そして、私、企画管理係長の犬谷でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、企画管理係の横山でございます。

企画管理係の渡辺でございます。

(事務局：渡辺)

渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、当協議会の概要を事務局より説明させていただきます。

(事務局)

それでは、事務局から当協議会の概要について、少し説明させていただきます。

まず、当協議会の組織についてですが、お手元にお配りしております、新潟市福祉有償運送運営協議会規則をご覧ください。当協議会につきましては、規則第1条にありますように、新潟市附属機関設置条例に基づきまして、市の附属機関として設置されております。

次に、委員の構成についてですが、第3条にありますように、学識経験のある者、社会貢献を行っている特定非営利活動法人等の代表、利用者、市内で福祉有償運送事業を行っている法人等の代表、一般旅客自動車運送事業者等の代表またその運転者が組織する団体等の代表、国土交通省新潟運輸支局職員、そして当市の職員など16名以内で構成されています。

続いて、第5条では、会長は委員の互選で選出し、その会長の指名により副会長を定めることとしております。この会長、副会長につきましては、後ほど、議事の中で選出していただきたいと思っております。

会議の議事につきましては、第6条で出席委員の合議で決めるとなっておりますが、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決めることとなります。

そして、少し飛びまして、第10条ですが、当協議会では、協議会の事務における特定の事項について、あらかじめ調査、審議するための小委員会を置くとしておりまして、これにつきましても後ほどご説明いたします。協議会の組織については以上です。

続きまして、資料はありませんが、当協議会の目的についてご説明します。公共交通機関を利用することが困難な障がい者及び高齢者などを有償で運送する福祉有償運送ですけれども、この運送を行う場合、県への登録が必要となります。そして、その登録申請に先立って必要となるのが、地域での合意です。当協議会は、地域の関係者、つまり委員の皆様にお集まりいただき、運送の必要性や対価、運送の区域など、運送を行うために必要な事項について協議をする場です。協議についてはお配りしております、新潟市福祉有償運送運営協議会の運営指針で定められている方針に沿って行います。そして、ここでの協議を経て地域の合意を得てから運

送団体は県へ登録するという流れになります。当協議会は、移動に困難を伴う方々に必要な輸送を確保し、同時に運送を行う者に対して必要な指導、助言を行う場でもあります。ですので、ぜひ委員の皆様、それぞれのお立場から気づいた点など、ご意見いただきたいと思います。これからどうぞよろしくお願いたします。事務局から協議会の概要につきましては以上です。

(司 会)

それでは、これより議事に入りたいと思います。本日は、11人の委員のうち7名の委員の皆様がご出席されています。協議会規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。なお、昨年までは委員数16名でしたが、今年度からは5名少ない11名となっております。協議会発足から10年が経過し、新規で登録する事業所も減るなど、協議会を取り巻く状況が落ち着いてきていること、また、他都市の協議会と比べて委員数が多かったことなどから、委員の皆様からご意見をいただき、スリム化を図ることとしました。

それでは、議事(1)会長・副会長の選出に入ります。まず、会長の選出については、規則第5条第1項により、委員の互選により決定することとなっております。つきましては、事務局案といたしまして、新潟市福祉監査課長の田中委員を仮議長といたしまして、会長の選出の議事を進めてまいりたいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

それでは、仮議長として田中委員から進行していただきます。田中委員、仮議長席へ移動をお願いいたします。

(仮議長)

それでは、大変恐縮ではございますが、仮議長のご指名をいただきましたので、会長選出まで仮議長を務めさせていただきます。では、会長の選出に入りたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、規則第5条第1項によりまして、会長は委員の互選により決められることとなっておりますので、皆様からの推薦により会長を決定したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(鈴木委員)

前年度までは、学識経験者枠の中から松本委員に会長をやっていただいていた前例がございます。今年度からは、松本委員の後任でいらっしゃいます佐野さんが委員として出席いただいておりますので、会長の職をやっていただければと思ひまして、私から推薦させていただきます。

(仮議長)

ただいま、佐野委員を推薦するというご発言がありましたが、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、皆様の拍手をもって決定とさせていただきます。

<拍 手>

(司 会)

ありがとうございました。田中委員は席へお戻りください。佐野委員は会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長からひと言ごあいさつをお願いいたします。

(会 長)

長岡技術科学大学の佐野と申します。

大学では、交通を専門に研究活動を行っております。新任の委員で最初から会長というのは少し荷が重いのですが、皆様のご協力で職務をまっとうできるように務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。続きまして、副会長の選出ですが、協議会規則第5条第3項により会長が指名する者をもって充てることとなっております。恐れ入りますが、佐野会長から副会長の選出をお願いしたいと思います。

(会 長)

私といたしましては、本日、ご本人は欠席されておられますが、同じく学識経験者である藤瀬竜子委員をお願いしたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは、副会長は藤瀬委員をお願いいたします。後日、事務局から就任の依頼をお願いいたします。

(司 会)

かしこまりました。

それでは、協議会規則第6条第1項の規定により、ここからは会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、2番目の議事の小委員会委員の選出について進めていきたいと思いを。

改めまして、議長としてよろしくお願ひいたします。また、議事の円滑な進行にご協力をお願ひいたします。それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。

議事(2)小委員会委員の選出についてですが、まずは事務局からご説明をお願ひいたします。

(事務局)

まず、小委員会は規則第10条の規程により、特定の事項について協議会に先立って審議をする場となっております。現在は新規登録申請があった際に開催しています。11名の委員のうち5名が小委員会の委員となり、新規申請について事前に協議を行い、その結果を事業所にフィードバックし、改めて協議会に諮るという流れになります。

それでは、小委員会の委員についてですが、規則第10条第2項の規定により、会長、また規則第3条第1号から3号までに掲げる委員のうちから2名以内。そして、規則第3条第5号及び6号に掲げる委員のうちから2名以内の構成により組織されます。また規則第10条第3項の規定により、互選により定めることになっています。今回も改選により委員に変更がありますので、小委員会委員の選出をお願いします。

(会 長)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、規則第10条第3項によりまして、委員の互選により決められることになっておりますので、皆様からの推薦により、小委員会委員を決定したいと思いを。いかがでしょうか。なかなか意見も出ないようですので、事務局案としては、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

事務局案としましては、まず規則第3条第1号から3号までに掲げる委員から2名以内ですので、2号及び3号から1名ずつということで、石井委員と岩森委員を提案させていただきます。2号につきましては、石井委員お一人ですし、また3号は岩森委員と福嶋委員ですが、福嶋委員は今年から初めて委員に委嘱されましたので、昨年度まで委員をされていた岩森委員にお願いすることを提案します。

また、規則第3条第5号及び6号に掲げる委員から2名ですが、こちらは佐藤委員と高橋委員にお願いできればと考えています。6号は高橋委員お一人ですし、5号につきましては佐藤委員は実際にタクシー事業所を経営されていまして、また県のハイヤー・タクシー協会の副会長でもあるということで伺っておりますので、タクシー事業者の代表として佐藤委員にお願いすることを提案します。

(会 長)

ありがとうございました。それでは、事務局案としては、会長の私、規則第3条第1号から3号までに掲げる委員からは石井委員と岩森委員、規則第3条第5号及び6号に掲げる委員からは佐藤委員と高橋委員の5名を考えているとのことですが、このほかにご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にないようでしたら、事務局案のとおりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり、小委員会委員を決定します。本日、石井委員及び岩森委員が欠席されておりますが、事務局から伝えていただきたいと思います。

続きまして、議事(3)福祉有償運送の更新登録申請についてです。本日は、更新登録申請が1件ありますので、その申請内容についてご協議いただきます。

更新申請団体は、特定非営利活動法人千草の舎です。登録の更新について協議するに当たり、実績報告もあわせて事務局から説明をしていただきたいと思います。団体の方へは、質疑の中でも必要に応じて発言を求めることとしますので、ご承知おき願います。では、事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

<「特定非営利活動法人 千草の舎」の更新登録申請について、平成27年度下半期の実績報告と併せて、資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいま申請内容について説明がありましたが、何かご意見はございますでしょうか。千草の舎の申請内容について意見を取りまとめたいと思います。申請内容に特に問題がないようですので、これで協議は整ったものしたいと思います。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、団体は件への申請準備をお願い

いたします。

続きまして、議事（４）新潟市福祉有償運送運営協議会への協議依頼についてです。まず、特定非営利活動法人せいむから複数乗車に関する協議依頼がありました。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

まず、NPO法人せいむですが、昨年、更新登録について協議会に諮った際は、複数乗車をしないとのことでしたが、状況が変わりまして、複数乗車をしたいということで相談がありました。新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針において、複数乗車を行う場合は協議会で必要と認められる必要がありますので、協議をお願いいたします。

協議2をご覧ください。こちらは当協議会への協議依頼です。3、複数乗車を行いたい理由について読み上げたいと思います。当法人の利用者に双子の知的障がい児がいるが、この2人が移動支援を利用する場合、現状では車両を2台使用しなければならない。しかし、当法人の車両台数にも限りがあり、また、移動の際に別々の車両に乗車すると利用者本人が不安になってしまうため、利用者の精神的な負担を軽減するためにも複数乗車を行いたいとのこと。

そして、4、対価につきましては、複数乗車の場合も1運行1契約とし、対価は人数の頭数で割るなどして、相乗りのような形で、複数乗っても全体として1人に対する対価と同じにするとのこと。

3ページをご覧ください。現在、せいむでは、走行1キロメートル当たり40円の対価で運送を行っています。ですので、複数乗車で2人を同時に運送した場合、1人1キロメートル20円とし、2人合わせて1キロメートル40円を対価として受け取ることとなります。説明については以上です。

（会長）

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この複数乗車は、双子のお子さんだけなのですか。それとも、ほかの人ということなのですか。

（せいむ）

特定非営利活動法人せいむの今井です。

利用者に関しては、この双子だけが複数乗車の対象になるということで、今回、申請をさせていただきました。

（会長）

ほかの人はやらないということですか。

(せいむ)

そうです。

(佐藤委員)

今の件と近いところがあると思いますが、この複数乗車1運行1契約というのは、基本はこうなっているのでしょうか。他の法人も同じような複数乗車という利用があつて、その場合の対価というものを頭割りにしているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

基本的には、皆さん、このような形で頭数で割るような形で行っているのですけれども、一つほかの方法で行っているところがありまして、その場合は、1人乗った場合は40円、2人乗った場合は1人35円、3人乗った場合は1人30円といったような形で、それぞれ値段を設定されています。

(佐藤委員)

利用によって各法人で違うということなのですが、そこでほかの方から、特にそれは困るよとか、要は統一した運賃、対価でやってもらいたいというような声はあるのですか。

(事務局)

そういった声は、こちらでは特にお聞きしておりません。

(佐藤委員)

皆さんが平等な対価というか、利用料を支払うということであれば問題ないかと思います。ありがとうございます。

(会 長)

ほかに何かございますでしょうか。特に問題という意見はございませんので、これで協議は整ったものとしたしたいと思います。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございました。それでは、協議が整いましたので、団体は国への申請準備をお願いいたします。

次に、社会福祉法人新潟みずほ福祉会から対価の変更について協議依頼がありました。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

社会福祉法人新潟みずほ福祉会からの協議依頼です。登録時は運送の対価以外の対価を設定しないとのことでしたが、こちらも状況が変わったということで、運送の対価以外の対価を設

定したいということで相談がありました。対価の変更には協議会の合意が必要になりますので、協議をお願いいたします。協議3の資料をご覧ください。

こちらは、当協議会への協議依頼です。2ページにお進みください。まず、運送の対価ですが、現在は運送の対価のみを設定しており、走行1キロメートル当たりセダン車は30円、福祉車両の場合は50円を受け取っています。そして、今回、変更となるのが料金表下の●運送の対価以外の対価です。みずほ福祉会の通常事業実施地域外（西区・西蒲区以外）を出発場所とする方について、運転手が訪問するための派遣交通費として、通常の事業実施地域、つまり西区・西蒲区の坂井から派遣地までの距離1キロメートル当たりセダン車の場合15円を、福祉車両の場合は25円をもらうこととしたいとしておりまして、各区の境についてはみずほ福祉会で設定したものとすることです。この通常事業実施地域外を出発地点とする場合に運送の対価以外の対価を設定するという方法につきましては、現在、ほかにも行っている事業所がありまして、運輸支局からも方法として特に問題はないと聞いております。

続いて、7ページをご覧ください。まず、1の料金変更についてです。こちらも読み上げさせていただきますと思います。料金変更について、福祉サービスと並行して福祉有償運送を行ってきました。最近、西区・西蒲区の支援以外に中央区や南区・東区への支援が増えてきました。それに伴い、出発地点及び到着地点も中央区や南区・東区も増えてきています。

事業範囲は新潟市全域と登録はしていますが、西区小見郷屋に事務所がある私たちにとって、中央区や東区・南区への空車走行は負担が大きくなっているのが現状です。これまで空車走行は無料でしたが、今後は空車走行分を利用者の方に負担してもらうこととし、このたび料金変更の提案をさせていただきました。

西区・西蒲区について、事業開始前から支援の拠点と考えていたため今後も無料とします。当事業所の料金表にも「西区・西蒲区以外にサービスの提供に伺う際の交通費をいただく場合があります」と明記してありますとのことです。ここで言う事業所の料金表が次の8ページからになりますが、10ページの(3)に先ほどの「西区・西蒲区以外にサービスの提供に伺う際の交通費をいただく場合があります」という文言が明記されていまして、この料金表については、利用者との契約の際に説明をしているとのことです。

続きまして、7ページに戻っていただきまして、2番の各区境の設定根拠についてです。まず、西区から中央区へ移動する際の境目につきましては、事業所の車両についているナビを根拠にしており、信濃川にかかる有明大橋や関屋大橋などを渡りきった地点が境目になるとのことです。6ページの地図をご覧ください。左側から川を挟んで右側に渡りきった地点。このラインが境目になります。なお、西区から江南区及び南区に行く際も同様にナビを根拠にしまして、地図は4ページですが、それぞれ信濃川大橋と大野大橋を渡りきった地点を境目としております。そして西蒲区から南区へ移動する際の境目につきましては、5ページの地図をご覧ください。

ださい。ナビでは、農道の真ん中で区が変更されるとのことですが、目印がなく分かりづらいため、分かりやすい新幹線の高架橋を境目としたとのこと。事務局からの説明は以上です。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま、協議議題についての説明がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

(竹村委員)

今、ご説明いただいた点で、またお聞きしたいことがございまして、まず新潟市内広うございますが、その中でも 18 の施設がこのような運送をしてくださっているということで、かなり広いエリアをそれぞれがお持ちになってやられていると思います。今のお話なのですが、広いエリアを担保していながら、なおかつ会員制を募ってやっているわけですから、遠方のお客さんを運ぶにあたっては、ほかの施設でカバーできれば問題ないのかなと思っております。一方で、そうは言っても会員が遠方で車を必要としている場合があるからこういうお話になったのだと思うのですが、こういうケースはそもそもどのくらいあるのかということ参考まで知りたいということ。そして、このような運賃設定をしているところが 18 の事業所の中でどのくらいあるのだろうということ。この 2 点を伺いたいということと、もう一つは 2 ページですが、運送の対価として距離制セダン 30 円、福祉車両 50 円とそれぞれの単価が違っている。これはなぜなのだろうということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず一つ目の質問なのですが、遠方の施設、利用者がいらっしゃる近くの施設でまかなえるのではないかとのお話なのですが、それにつきましては、近辺の施設にお願いをしたのだけれども、そこで断られてしまって、最近、事業を始められた新潟みずほ福祉会にお話がいくということが多いようです。そういったケースがどのくらいあるのか。西区・西蒲区以外への運送というのがどれくらいあるのかということなのですが、これについては、大体、普段、利用される 40 名強の利用者のうち 3 分の 1 くらいは西区・西蒲区以外の地区ということ。

続きまして、ほかの事業所でも行っているのかというお話ですが、このことにつきましては、一つの事業所で同じような方法で行っています。続いて、セダン車両と福祉車両の値段の違いについてなのですが、これにつきましては、やはり燃費が少し違うということで、お話をいただいております。リフトがついていたりですとか、普通車を使っているということもありますし、そういったところで少し燃費の違いが出てきているので、ここで値段の差をつけているということです。

(会 長)

ほかに何かございますでしょうか。

送迎時に料金を新たに取るということに関しては、特に問題がないようですので、これで協

議が整ったものとしたと思いますよろしくお願いします。

< 「異議なし」 の声 >

(会 長)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、団体は国への申請準備をお願いいたします。

続きまして、5 報告に移ります。平成 27 年度(下半期)福祉有償運送運行状況実績報告です。当運営協議会運営指針により事業実施団体において、当該年度各四半期終了後に運行状況の実績を新潟市へ報告していただいておりますが、今回は平成 27 年度の下半期分について、この定期の運営協議会において報告していただくことになっています。現在、登録されている 18 団体の平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの実績報告書を基に事務局から順次、実績内容の説明をしてもらい、それに対して皆様からご意見、ご質問を受ける形で進めていきたいと思っております。また、団体の方にも来ていただいておりますので、必要に応じて発言を求めることとしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。最初に登録団体全体の実績報告を事務局からお願いいたします。

(事務局)

まず、全体の内容について、報告 1「福祉有償運送登録団体実施概要一覧」をご覧ください。資料についてですが、団体順にそれぞれ車両、運転者、利用会員とあります。これは下半期最終日の平成 28 年 3 月 31 日現在の数となっております。その隣に平成 27 年度(下半期)実績とありますが、これはそれぞれ実績報告から集計した数字となっております。延べ利用件数は、件数の合計、実利用会員数は月平均の人数。運行距離数と対価についてはそれぞれの合計となっております。実績の一番右 2 列には、1 件当たりの対価と運行距離を入れさせていただきました。その他届出等は車両の変更、軽微な変更また補足説明を記載しております。なお、各事業所の実績報告書につきましては、会長席向かって右奥に委員用閲覧資料としてコーナーを設けております。協議会開始 30 分前にはコーナーの用意をいたしますので、早めに来場していただきますとご覧いただけます。

それでは、全体を通しての説明をさせていただきますが、一覧の一番下の欄をご覧ください。全事業所の合計です。まず、車両については 101 台ということで、上半期よりも 2 台増えております。運転者につきましては 222 名で 8 名の増です。利用会員につきましては、1,237 名ということで 34 名の増となっております。

続いて、下半期の実績ですが、延べ利用件数 1 万 7,000 名ほど。実利用会員数(月平均)が 606 名、運行距離数が 21 万 5,000 キロメートル余り。対価の合計が 805 万 8,000 円余り。1 件

当たりの対価は472.3円、運行距離は12.6キロメートルとなっております。事故、苦情等につきましては、右のほうに事故報告、苦情報告を記載しております。この下半期において事故報告は12番のせいむがありとなっておりますが、苦情はすべてなしとなっております。事故報告の詳細は、後ほど団体の実績報告とあわせて説明させていただきます。全体の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいま、事務局から実績報告について説明がございましたが、何かご質問はございますでしょうか。

(佐藤委員)

初めてこの会議に参加しております、分からないことがたくさんあります。ですので、質問が多くて申し訳ありませんが、今の報告のまとめで、18事業者あって、事故報告のあるのが1者、苦情がなしということなのですけれども、この苦情報告というのはどのレベルの苦情なのか、何か決まっているのですか。特になければいいのですが、タクシー事業としては、介護タクシーなどをやっている事業者もありますけれども、このような利用者の方をお運びするという体制が整っていないのが現状で、このような18団体の方がいてこそ地域がよくなっていくと思っております。これから高齢者が増えていく中で、この事業者の数、車両の台数などで今後まかなえるのか、これから増えていく状況。今も車両が足りないのだよと現状どのような状況になっているか教えていただきたいのと、話が飛びますけれども、苦情もサービスとしてよくなっていくということを考えれば、小さな苦情も情報共有して問題解決につなげていったほうがいいのではないかと思いますし、タクシー業界に行けば協会があります。協会に苦情が入ったり、各事業者に苦情が入ったりもしますけれども、その辺の苦情イコールサービスの善し悪しということになりますので、その辺、どのような体制になっているのか。この18団体で一つの協会みたいなものがあるのかどうかを教えていただければと思います。

(事務局)

まず、苦情報告のレベルについてなのですけれども、特にこちらのほうで苦情がどのレベルだったら教えてくださいねというような細かいことまでは決めておりませんが、更新登録などの際に事業所に伺って、苦情などありませんでしたかというお話を聞くときには、特に苦情等ありませんというようなお話をいただいています。

すみません、今、どのレベルの苦情だったかというようなお話はしたのですけれども、そうではなくて、どのような苦情だったら新潟市に報告をくださいというようなことはありまして、運営指針に定められているのですけれども、運営指針の8ページの真ん中あたりに苦情に関する対応という項目がありまして、(2)の一番下の黒ポチです。制度にかかわる苦情及びほかの実施主体にも影響のある苦情などについては、参考様式を設けてありますので、それによって新潟市に報告をしてくださいというような形で定めてあります。ですが、こういったことにつ

いて、これまでに苦情が出てきたことというのは、今のところ聞いておりません。

続きまして、福祉有償運送が現状として足りているのか。今後、増やしていく必要があるのではないかということなのですけれども、すみません、その把握というのは、今、こちらのほうでも不十分。きちんと把握できていない状態であると思います。昨年度、少し調査をしたときには、新潟市全体の障がい者、高齢者などの人数を考えると、福祉有償を利用している方の数というのは、かなり割合として少なくなっているという現状はありますので、もしかすると本当に足りていないというような現状もあるかもしれません。こちらの福祉総務課などから、今後、もっといろいろな事業所でお願いしますねというようなお話をしていくということまでは、今のところ考えておりません。

(事務局)

実は福祉有償運送そのものを直接支援するというような形の場合は、新潟市の場合、障がい福祉課であったり、高齢者支援課であったりというように、それぞれの部門が直接、政策的にはかかわりを持つのですけれども、今日現在、そういった情報を持っておりませんので、今後、確認した中で、次回以降に提供できるものがあれば提供したいと思います。

(事務局)

そして、最後に18団体の協議会のようなものがあるのかということなのですけれども、福祉有償運送の連絡協議会というものは、事業者の皆さんのほうで作っていただいているということでお聞きしております。そこについては、こちらから何か指導したりということは特にありません。

(会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

私のほうから興味本位なものなのですが、どれくらいタクシーの輸送力と福祉有償運送の輸送力があるのか知りたいので、新潟市のタクシーの台数が大体どれくらいとか、そのうちの福祉車両といえますか、そういったものがどれくらいですとか、大ざっぱでいいのですけれども、1台1日何キロメートルくらい運行しているのかといったことを教えていただければと思います。

(事務局)

すみません、ご存じでしたらお願いしてもよろしいですか。

(佐藤委員)

まさかの質問で答えを用意していないという、まず法人、新潟市新潟交通圏でいきますと、南区、西蒲区は入りません。新潟交通圏ですと法人が約1,000ちょっと、1,100いきません。個人タクシーが370くらいです。それくらいがタクシーとして登録ですね。走っているのは稼働率の問題もありますので、実際は現状、タクシー市場も下がっていますが、稼働が一応、全

体の70パーセントくらいでしょうか。大ざっぱです。

運行している車両に関しては、勤務にもよりますので、昼間だけの勤務、夜の勤務、それから朝から夜中の2時くらいまでやっている勤務もありますので、一応、上限が決められていますし、平均的にいえば、大体朝8時から2時くらいまで運行しているところへいけば、走行している距離は200キロメートルは超えていると思います。ドライバーにもよりますので、ずっと同じところにいるような人はほとんど動いていませんので、平均的に大体それくらいでしょうか。

(会 長)

大体、分かりました。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

(高橋委員)

概要をさっと見せていただいたときに、9のアクセシブルにいがたは今年の2月29日に廃止と書いてございます。気になったので細かいほうのものを見せていただいたら、利用者は1人というかこのものではあるのですが、けっこうな利用をされていた方のように見受けられます。こういった方がこの事業者がやめたといって、フォローアップとか、そういったものの関係というのは、市のほうでは何かされているのでしょうか。

(事務局)

アクセシブルにいがたについてなのですが、今、一応、3名、利用者が登録されているということなのですが、この方々については、事業所のほうで、ほかの事業所に運送を依頼しているということですので、きちんとその方々の運送は保たれるかと思います。

(高橋委員)

ありがとうございます。安心しました。

(会 長)

ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら、引き続いて、団体ごとの報告をお願いいたします。

(事務局)

<①フレンドランド福祉会、②中東福祉会、③更生慈仁会の実績報告について資料にもとづいて説明>

(会 長)

ただいま、事務局から実績報告について説明がございましたが、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の三つの団体の報告をお願いいたします。

(事務局)

<④中蒲原福祉会、⑤太陽福祉会、⑥自立生活福祉会の実績報告について資料にもとづいて説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。それでは、引き続き、お願いいたします。

(事務局)

<⑦とよさか福祉会、⑧いぶきサポート協会、⑨アクセシブルにいがたの実績報告について資料にもとづいて説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの3件の報告についてご質問等ございますでしょうか。

(竹村委員)

8番目のいぶきサポート協会ですが、先ほどご説明いただいた報告1のペーパーとあわせて見ていたのですけれども、報告1のペーパーを見ると会員数、利用会員が今、72名。35名減少して72名ということですね。8ページの実績報告書を見ると利用会員名簿整理のため大幅に減少とあるのですが、これは今まで整理をされていなくて、この時期に見直したところ、大幅に退会されていらっしゃるということなのでしょう。

(事務局)

こちらのいぶきサポート協会は、もともと利用会員数がかかなり多くなってしまっていて、そのうち普段使われている方というのがかなり少なくなっておりますので、利用会員名簿のうち、もう使用されない方につきましては、契約どうされますかというような確認をしていただいてから、利用から削除するというような形を取っていただいたこととなります。

(竹村委員)

登録の権限というのは、新潟県のほうに移っておりますので、私どもがなかなか審査をするということがないのであるけれども、会員の把握というのは、有償運送を行ううえでも基本のお話になりますので、今日、各団体がおいでになっていきますから、ちょうど言わせていただくのですが、まず管理すべき点というのはいろいろあります。こういった会員の管理です。それから、車両の管理、運転手の管理、いろいろな管理が必要になってきます。なかなか言いづらい部分もあるのですけれども、今年の1月に軽井沢で貸切バスが大変な事故を起こして、多くの

方が被害に遭われました。私、この3月まで長野運輸支局におりまして、その担当ということでもありました。被害者にはなりたくないけれども、加害者には絶対になってはいけない。そういった中で、この審査、以下どうかというのは語弊があるのですけれども、管理はやはりいろいろなところできちんとやっていただきたいと思っておりますので、ここはよろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長)

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、次の3件のご説明をお願ひいたします。

(事務局)

<⑪こころ楽楽、⑫せいむ、⑬グリーンの実績報告について資料にもとづいて説明>

先ほども申し上げましたが、せいむは事故報告がありましたので、少しお話しさせていただきますと思ひます。

まず平成27年12月に起きた事故についてですけれども、まず事故の発生場所が西区の西総合スポーツセンターのあたりとなります。事故の概要としましては、利用者に乗せ帰宅の途中に優先道路を徐行中、右側の道路から出てきた車両が法人車両の右部分に接触をしたということです。これにつきましては、損害の程度は車体に軽度の傷がついたということなのですが、一応、人身事故になっておりまして、これについては後ろの座席に乗っていたヘルパーの方が腰を痛めて通院されていたということです。運転者利用者については、ともにけがはなかったということです。事故の原因なのですが、これは相手方の前方不注意による事故ということで、事業所のほうに特に悪かった部分というのはないということです。再発の防止策なのですが、周囲の安全の確認を念入りに行うということになっております。

続いて、2件目についてですが、2月の頭です。東区の東明のあたりということなのですが、こちらはせいむの車両が利用者の迎えに行く途中で信号で止まっていたところ、後方から普通乗用車に追突をされたということです。こちらについても特に事業所のほうに悪い部分というのにはなかったということです。この事故に関しましては、特にけがなどもなかったということです。報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

(高橋委員)

私の見方が悪いのかも分からないけれども、こころ楽々のところで、登録利用会員数が76

名の登録をされていまして、実利用会員数がそれ以上の数に全部報告されているのだけれども、どういうことなのでしょう。ほかは大体、登録者数内で皆さん実利用なのですから。何かの間違いなのかお聞きしたいと思います。

(こころ楽々)

計算間違いなので、もう一度計算します。

(事務局)

すみませんでした。こちらでもチェックができておりませんでした。

(会 長)

ほかに何かございますでしょうか。

この下半期は全体で2件の事故だったと思うのですが、以前は平均すると大体どれくらいなのですか。2件というのは多いのですか、普通なのですか。

(事務局)

平成27年度の上半期につきましては、事故はゼロでした。平成26年度の下半期につきましては事故が2件あったかと思います。すみません、今、把握しているのがそれくらいです。

(会 長)

年間2件程度で、これは特段多くも少なくもないと。ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら、次のご説明をお願いいたします。

(事務局)

<⑭よりいの会、⑮わあなる、⑯C I L新潟の実績報告について資料にもとづいて説明>

(会 長)

ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。ないようですので、次のご説明をお願いいたします。

(事務局)

<⑰新潟みずほ福祉会、⑱たんぼぼカンパニーの実績報告について資料にもとづいて説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。全体を通して、何かご質問等ございましたらお願いします。

(佐藤委員)

報告を見ていて、利用者の種類と言っていいのか分かりませんが、その他、知的障がい者、

精神障がいの方がほとんどなのですけれども、福祉有償運送を利用するという点に関して、知的障がいの方の利用が集中しているということになると思うのですけれども、ほかにタクシーも利用できないこともないのだけれども、結局、タクシーを一人で乗れないということになって、こういう利用になっていると思うのですけれども、全体的に見てその他の確認みたいな感じになっているところが非常に多いのですけれども、これは何か特性というか、何かあるのですか。他県などはどの地域も同じような傾向があるのか。素朴な質問なのですけれども、どうなのでしょう。

(事務局)

すみません、他県の状況までは把握していませんけれども、まず新潟市では、そもそも障がい者の皆さんを対象とされている事業所の方が多く福祉有償運送に登録されているということがあります。なかなか介護保険が適用されるような事業所が少ないのかなというところなので、身体障がいをお持ちの方に対する福祉有償運送を行っている事業所というのは少なくなっています。

(会長)

ほかに何かございますでしょうか。ないようですので、本日の議事を終了したいと思います。事務局から今後の予定について、ご説明をお願いいたします。

(司会)

本日は、ご審議いただき、ありがとうございました。委員の皆様からの意見等につきましては、今後の協議会及び運営事務に反映してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

今回、協議が調った団体につきましては、協議が調った旨の文書を事務局より発行いたしますので、届きましたら県へ登録の手続きをお願いいたします。

また、今回、新しい委員が決定しました小委員会につきましては、そのあり方や対象項目の選定について今後、事務局の課題として考えておりますので、小委員会の実績等を踏まえて整理させていただき、精査・検討のうえ、もし見直しの必要があれば、今後、小委員会が開催された際にご相談させていただきたいと思っております。

本日、お配りしました運営指針につきましては、次回以降の協議会でお持ちいただきたいと思っておりますので、お持ち帰りください。その他の資料につきましては、個人情報が含まれている部分がございますので、持ち帰らずにそのまま机の上に置いておいてください。

今後の日程についてですけれども、NPO法人CIL新潟、社会福祉法人新潟みずほ福祉会、社会福祉法人いぶきサポート協会の登録期間が平成28年12月以降に順次満了となりますので、上半期実績報告と合わせて11月の中旬から中旬ごろに協会の開催を予定しております。開催の前に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、NPO法人アクセシブルにいがたは、2月に事業を廃止されましたので、今回の協議会で最後となります。これまで、お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。